

自然史系博物館のためのイコム博物館倫理規定
ICOM CODE OF ETHICS
FOR NATURAL HISTORY MUSEUMS

2014年1月 佐久間大輔 訳

2015年2月修正、8月再修正

原文

http://icomnatistethics.files.wordpress.com/2013/09/nathcode_ethics_en2.pdf

自然史系博物館のためのイコム博物館倫理規定

国際博物館会議倫理規定ワーキンググループ、自然史系博物館及びコレクションに関する国際委員会 (ICOM NATHIST)

注記：「自然史系博物館」という用語は「自然界」から採集または抽出した資料を収集、展示、研究する全ての機関を含んでいる。

自然史系博物館のためのイコム博物館倫理規定は 2013 年 8 月 16 日にリオデジャネイロ（ブラジル）で開催された第 23 回国際博物館会議総会で満場一致で採択された

© ICOM, 2013

全体概要

「自然史系博物館のためのイコム博物館倫理規定」はイコム博物館倫理規定(訳注 1)に対し、追補的なまたは相補的な関係にある。2006年12月から2012年11月までの期間に生物科学及び地球科学に関連する特有の問題についての見解を示すために策定された。この文書は個々の機関においてこの文書を基礎として独自の規定を策定できるように、実用性のある最小限の標準を示すことを目的としている。

この文書はポジションステートメント(意見表明)からはじまる。自然史系博物館の目的を示し、すべての情報が関連学術分野による責任ある配慮を持って正確なものとされるべきだと述べている。今後、ICOM NATHISTのメンバーは政策立案に関わってはこの委員会により提出されたこの意見表明を考慮すべきである。

第1章では人類遺骸を扱う。イコム博物館倫理規定でも遺骸への保全や展示について扱っているが、博物館資料としてこれらを保有する自然史系機関は、より複雑で特有のいくつかの困難に直面することがある。この章では法的規制の遵守、その資料が表徴する民族集団やその子孫たちとの関係、資料展示の際の尊厳配慮、資料の返還に関する標準的な事項を示す。

第2章では無脊椎動物や植物を含むその他の現生生物の標本、または近過去の生物標本に関連する標準的基準を示す。この章では標本を収集し、展示し、保管するとともに、関連する情報も同様に扱うことを述べた。特に、標本の出所来歴を確実にすること、情報の共有、尊厳を重んじて展示することなどについて強調している。生品を展示する博物館については世界動物園水族館協会により議論された配慮基準も考慮が必要である。

第3章では岩石、鉱物、化石について論じている。化石資料は植物や動物、その他の生物の痕跡や遺体が堆積した環境の特質によって地学的な時間スケールの間保存されたものである。法的規制に基づいて適切に取り扱われるべきだと述べている。ここでは採集時の周辺環境への影響を最小限にすべきことも論じられている。

収集及び返還に関する議論は第4章で述べられている。自然史資料を寄託する場合、返還する場合についての倫理的な検討を行うとともに情報の共有や資料の保存や安定化処理などの「資料価値を高める」活動についても議論している。第5章では労働上の健康管理や安全、資料の交換時の配慮、收藏や取り扱い手続きに最善を求めるガイドラインなど、「人と資料への安全配慮義務」の標準指針を論じている

第6章は出版公表活動についてのものであり、この文章を締めくくる。科学的コミュニティ全体に活動の成果を広めるために、収集した自然史資料情報を発表する必要性を提示している。付属書では剥製技術に関する標準的議論を示している。

訳注1 イコム日本委員会ではICOM Code of Ethics for Museum 2004をイコム職業倫理規定として訳出している。(http://www.j-muse.or.jp/icom/ja/pdf/ICOM_rinri.pdf 2014年1月6日確認) この訳の表題は1986年版のICOM Code of Professional Ethicsとの関連を重視したものであるが、この訳では両者が出てくるため、2004版を直訳に近くイコム博物館倫理規定と訳した。

序章

イコム職業倫理規定は 1986 年 11 月 4 日ブエノスアイレス（アルゼンチン）で開催された第 15 回イコム総会によって満場一致で採択された。この規定は 2001 年 7 月 6 日にバルセロナ（スペイン）で開催された第 20 回総会でイコム博物館倫理規定と改称され、2004 年 10 月 4 日ソウル（韓国）で開催された 21 回総会において改定された。

提案された自然史系博物館倫理規定の原案は 2006 年 12 月から 2011 年 10 月までの期間にイコム博物館倫理規定を相補的に補完するために策定された。この規定では特に生物科学及び地球科学に関連した諸問題にかなり深く言及している。イコム博物館倫理規定は様々なタイプの博物館とそのそれぞれに特化した資料群の全体を包含して基礎的標準を示すため、一般化しており自然史標本に特化できない。このため、イコム博物館倫理規定はイコム自然史系博物館の倫理規定の上位規定と見なされるべきであり、もしこれらの規定間に矛盾を感じる場合には前者を優先規定とすべきである。

意見表明[POSITION STATEMENT]

自然史系博物館の多面的な目的は以下のようである。

- ・ 自然史資料コレクションの構築と保存
- ・ 研究の実施と結果の伝達
- ・ 科学的活動と生物保全の支援
- ・ 市民の自然界に対する理解と尊重の促進
- ・ 市民が博物館や自然の中で自然の遺産に出会うことによって生じた、一人ひとりの熱意を引き出し、市民と協同すること

文化的な背景の違いや個人の意見などの相違点は尊重されるべきであることを理解したうえで、展示や出版、その他の手段を問わず、普及される全ての情報はよく吟味され、正確で、関連する学術分野の責任ある配慮の元で発信されるべきである。ICOM NATHIST のメンバーが関連する政策の立案に関わる時には、発行されたこの意見表明を考慮すべきである。

自然史資料コレクション

博物館が収蔵する自然史資料コレクションは自然界の三次元的なアーカイブであり、社会が周囲の環境とどのように関連しているかを示すものでもある。しばしば、もう現存しない世界についての記録でもある。このため、自然史資料コレクションはこれほどに貴重な資源に対してふさわしい、配慮と注意を持って扱われるべきである。

第1章 遺骸 [Human Remains]

イコム博物館倫理規定には遺骸の保全や展示について既に取り扱っている（イコム規定 2.5; 3.7; 4.3）が、自然史系機関はしばしば遺骸や配慮を要する人類学的資料をコレクションとして持つことから、複雑な難題に直面する可能性がある。そういうわけでイコム規定より、さらに深くこの倫理的な問題を探求する機会を持たなければならない。遺骸を展示または収蔵する機関は以下のような標準規定を遵守すべきである：

- A. 地域的なものも国際的なものも含め、遺骸の利用や展示に関わる全ての法的規制に従わねばならない。
- B. 資料の提供元の民族集団、資料に係るすべての子孫やその他の関係権利者グループの意向はあらゆる状況化において考慮しなければならない。
- C. 遺骸は適切な環境条件の下、尊厳をもって保管され、展示されなければならない。
- D. 遺骸は、適用できる最も高い専門的配慮基準を擁した環境下でのみ、展示や科学的利用をみとめる事ができる。当該民俗文化集団の利益代表が現に存在している場合には、展示、演出、研究、そしてまた売却や廃棄などは十分な協議のもとで為されるべきである。
- E. 遺骸から作られた工芸品、または遺骸を含む工芸品は、遺骸と同じように尊厳をもって取り扱われるべきである。手工芸による工芸品が遺骸と同じ文化的または霊的な意義を持つような文化体系においては、これらの資料も遺骸と同様に扱われるべきであり、十分な協議が必要である。
- F. 遺骸やその一部は考古学、民族学、人類学コレクションにも含まれており、ICOM NATHISTの会員はこれらの学術分野において適用されている規制や標準についても考慮すべきである。
- G. 資料が現在でも霊的かつ／または文化的重要性を持つ場合や、盗難されたものであることを反駁の余地なく示された場合などには、返還が適切である。返還の可能性が考えられる資料は、出所が不明確な資料も含め、返還のプロセスを考慮して適切に記録を付しておくべきである。十分な知識のもとで、全ての関係するグループの合意のもとで、法的規制と関係する全ての関係グループの制度的な要求条件を満たした上で、約定された場合にのみ返還は実行されるべきである。

第2章 無脊椎動物や植物を含む、その他の現生または近過去の生物の標本

あらゆる生物の遺体を収集し、展示し、保存しようとする機関は、その保存と付随するデータ確保とを確実にするために、可能な限り最高の基準をもって展示や保存に努力しなければならない。採集された場所の詳細や採集日などの付随データは、どんな資料についてもその価値をかなりの程度高める情報であることをよく認識しなければならない。

これらの標準を満たすために以下のような基準を満たさねばならない

- A. 各機関は、これらの資料すべてが合法的に取得されたことを確実にしておくべきである。国内法及び国際的な法規制、これらの資料に関連する国際会議の取り決めに違反した資料が購入され、輸入され、収集または強奪されることがあってはならない。合法的な取得であることをはっきりさせることがしばしば困難であることはよく知られているところである。取得され

た資料が後になって違法に取得されたものであると判明した場合には、関連当局に報告がなされ、国家または関連諸国によって要求された際には次の段階に進むべきである。もし単一機関でなく複数の機関が関与するのであれば ICOM 規定 6.2 を参照すべきである。同項にはまずは可能な限り博物館の間の対話が築かれるべきである、政府間または政治的な行動よりも望ましいと示されている。

B. 収蔵庫に保持されている自然史資料は、これら資料の保全・保存を目的とした付随条件はあるものの、原則的には自由に利用可能であるべきである。適正な研究のための利用には商業的利用料を付加させることなく、あっても最小限のコスト回収を基礎としたものとすべきである。種の保護や現在進行中の研究プロジェクトなどに関わる、秘密保護協定などは考慮すべきだが、資料に付随した情報なども利用可能な状況におくべきである。関連するコストをコレクション保持または保有する機関が適正に回収する事は妥当だが、コレクションへのアクセスを商業的活動の一環として為すべきではない。

1. 植物については国際植物命名規約 2006 (勧告 7A)に従うべきである (訳注 2)。

「特定の分類群の命名の基礎となった標本、特にホロタイプ、は真の意味での研究者に (bona-fide researchers) 寄贈されたコレクションへのアクセスを認める原則を持つ公開された標本庫、または他の公的なコレクションに寄贈され、慎重に取り扱われ保存されるべきであることを強く勧告する。」

2. 動物については国際動物命名規約 1999 にある以下の勧告 (勧告 72F) に従うべきである (訳注 3)。

「勧告 72F. 研究機関の責任. 担名タイプが供託されているあらゆる研究機関は、

72F.1. 担名タイプであることが間違いなく認識できるように、確かにすべてをはっきりと標識するべきである。

72F.2. それらを安全に保管するために必要なあらゆる手段をとるべきである。

72F.3. それらを研究利用可能にするべきである。

72F.4. 保有もしくは管理している担名タイプのリストを公表するべきである。

72F.5. 可能な限り、担名タイプにかかわる情報を求めに応じて提供するべきである。」

C. 写真撮影の制限は通常は以下のような場合に限定されるべきである。対象となる特定の資料が新規のものであり、未発表なもので、撮影が現在進行中の研究を破綻に陥れる可能性を保つ場合、または資料が政治的に配慮を要するものである場合、知的財産関連法令に管轄される場合。その一方で同時に、博物館は写真画像を活用して営利活動を行う商業的事業者に対しては市場価格に応じた課金をする権利を保有している。

D. 動物の遺体も種や入手元を問わず敬意を持ち尊厳を重んじて展示されるべきである。この敬意を持つ、という行為のあり方は国や機関によって異なる事が多い。こうした違いは機関の側だけでなく、土地の違いや文化の違い、動物資料の入手元となった民族などにも依存して異なっている。このため、各機関は各自の文化的事情や来場者などに適したガイドラインを自ら定め、一貫性を保持して適用すべきである。

E. 自然史系博物館と動物園の間に区別があるといっても、その違いは動物を長期にわたり捕獲下で生品展示している博物館群ということに過ぎない。その種、生物の見かけの状態がどうかではなく、展示される生物の健康と福祉に関する最低限受容可能な基準を十分満たせると判断した上ではじめて、博物館は生きた生物の収集、研究、展示を実施すべきである。以下

の基準を満たすべきである。(原注1)

1. 生品動物の博物館における展示は生品動物の展示に関連する法令上の要求を全てを満たしていなければならない。

2. 生きた脊椎動物を保持する博物館は飼育計画を承認し、動物の生活状態や診察記録を監査するための倫理委員会を持つべきである。

3. 展示動物の保護管理を担当する全ての責任者は保護や正しい取り扱いの手順などについて十分に訓練されていなければならない

4. 生品展示を含む博物館の運営を担う契約業者は適宜地域の法令制度によって適宜認証を受けるべきである。

5. 生品は適切な飼育が可能であり、なおかつ来場者への自然についてのよいメッセージを形成することに貢献する場合についてのみ用いることが出来る。

6. 動物への衝撃・負荷は常に監視する必要がある、動物に何らかの悪影響が検出された場合には博物館はすぐに展示手法を見直し展示や活動を継続すべきかどうかを判断する必要がある。

7. 長期の生品コレクションを維持する際には世界動物園水族館協会(WAZA)による倫理指針(2003)を、同協会に所属しているかどうかによらず遵守すべきである。(訳注4)

F. 動物の遺体や動物を原料とする製品の一般への販売は、(飼育繁殖など)再生産可能なものから作られたもののみに限られるべきである。種の存続や環境を脅かすことがあってはならない。全ての販売行為は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(CITES)(原注2)による規制を満たしたものでなければならない。また有効な全ての当該国、地域の法令、規制に応じなければならない。

G. 種の存続可能性を脅かすような採集はしてはならない。牧場や農場から得られる家畜化された動物の稀な交配個体や、動物園で行われる希少な絶滅危惧種の動物や鳥の繁殖プログラムに由来する個体でも、それらが病気やストレスによるものなど合法的な事情で死亡したものであれば、展示目的で取得することもあり得る。

H. 自然界からの採集に関しては必要最低限の採集とし、生息地の破壊は最小限に留めるべきである。博物館の権威の下で殺される動物は痛みや苦痛を与えられるべきではない。個々の博物館はコレクションする動物群それぞれが人道的に屠殺されるよう、適切な手法を定めたマニュアルを適宜更新して維持すべきである。

I. 収集する標本数の規模は環境の持続性と動物福祉を考慮して決められるべきである。博物館の標本としてその動物を捕獲屠殺すべきかどうかは以下のような考察のもと決定されるべきである。(原注3)

1. 採集: その種に対する影響と、標本により得られると予想される科学的価値や教育的価値とをはかりにかけた上で、正当化できると判断された場合にのみ採集されるべきである。

2. 代替手段：コレクションのために動物を全部または一部でも殺さずにすむ代替の方法があるのであれば、検討し、可能なかぎり適用すべきである。

3. 最小化：各プロジェクトにおいて科学的にまたは統計学的な有効性のために必要な最小限の動物に限り取得されるべきである。

4. 洗練：系統分類学や分布などを含めた生物学的特徴を考慮し、科学的な目的を達する上で適切である場合にのみ、その動物を使うべきである。

訳注 2 訳文は国際植物命名規約邦訳委員会（2007）に従った。2013年現在、植物命名規約は2011年発効の「国際藻類・菌類・植物命名規約」（メルボルン規約）が最新であるが、勧告 7A は変更されず保持されている。

訳注 3 訳文は野田泰一・西川輝昭編による国際動物命名規約 第 4 版 日本語版に従った（http://ujssb.org/iczn/pdf/iczn4_jp_.pdf 2014年1月2日確認）

訳注 4 世界動物園水族館協会(WAZA)による「動物園・水族館による動物研究の実施に関する倫理指針」は佐藤・友永によって邦訳されている。

（http://www.waza.org/files/webcontent/1_public_site/5_conservation/code_of_ethics_and_animal_welfare/Code_of_Ethics_New%20York_2005%20.pdf 2014年1月4日確認）

原注 1 「オーストラリアの博物館における展示と一般向けイベントへの生きた動物の使用について 2004」を改変して

原注 2 現在未加盟の国も含め、全ての国が CITES 締約国会議を批准するよう求められている。最前の方法としては、未加盟国に属する博物館もまた、条約の各項目を遵守すべきである。

原注 3 科学的目的のための生物の使用に関するオーストラリア実行規定 2004 を改変。

第 3 章 岩石、鉱物と化石

化石資料は植物や動物、その他の生物の痕跡や遺体が堆積した環境の特質によって、地学的な時間スケールの間保存されたものである。こうした点に鑑み、化石資料には適切な法規制と収集の基準が設けられる必要がある。

岩石や鉱物、化石を収集し、展示し、保管する機関は、常にそれらの保全を保証する広く合意可能な基準のもとに保管し、展示する努力をすべきである。

A. 鉱物、岩石、化石を展示や研究目的のために収集または購入する機関はそれらの資料が、採取に際し地層に対しての悪影響を最小にするような手法で採取されたことを確認すべきである。大規模な商業的活動の結果取得されたものである場合には、その活動が採集場所または堆積層を破壊して終わることのないよう、保証を求めていく適切な努力が必要である。

B. 博物館の権威の名のもとに一般に対して販売される地学資料は、公的に認められた保全ガイドラインの元で限定的で制御された形での掘削を実施していることを証明できる、確実な供給元または業者からのみ調達されるべきである。地学的に重要な地点の保全状態に関する情報は、販売の時点で公開されるべきであり、可能な場合には資料が法的に問題なく得られたものである証明がついていることが望ましい。

C. 科学的な貴重性の高い地域産の化石資料（例えば、化石動物相がよく解明されていない、あるいは報告されていない地域の資料）の収集家や一般市民に対しての販売は控えるべきである。化石資料が再生不能な資源であり、商業的な目的による過収奪で科学に対して損害を与えるような事態を避けるべきであるという認識を確かにし、既知の産地からの商業的販売もまた

よく管理しなければならない。

D. 鉱物、岩石、化石を展示や研究目的のために収集または購入する機関はこれらの活動が原産国と自国の両方の法制度に則り行われていることを確実にしなければならない。イコム博物館倫理規定の第 2 章に書かれた前文[guidance]は当該国にそのような法制度が存在するかどうかを問わず、遵守されなければならない。

訳注 イコム博物館倫理規定第 2 章は「コレクションを負託を受けて有する博物館は、社会の利益と発展のためにそれらを保管するものである。」と題され、収集や購入の留意点などが述べられる。

第 4 章 収集と返還

多くの国々や自治組織には個々に研究目的の収集に対する規制がある。規制制度は脆弱な種や地層、生息地や群集を保全するために必要なものであり、通常は科学的な見解に基づいて行われるものだ。しかしいくつかの事例ではこうした規制法制が環境保全のために必要とする正当な科学的努力を制限してしまうほどにまでになっている。いうまでもなく、科学的に正当な研究であろうともそれに関わりなく、最もよく実行可能な研究を現行の法制度内で行う他はない。

A. 資料の収集や輸出に関して許可が必要とされる場合、調査行の実施に先立ってこれらの許可は明示され、それらに関連する行動原則は確立されていなければならない。収集者は採集が行われる地域と、博物館が帰属する地域の両者の政策と法制度に従わなければならない。例えば、博物館の帰属する国が採集を行う国よりもより厳格な動物倫理上の要求を鮮明にしているのであれば、博物館は自国の要求に従うべきであろう。

B. 野外で収集した情報は、可能な限り早い機会に資料を収集した国の関連する当局者や関連機関が利用できる状態にするべきであることを、各機関も各個人もよく認識すべきである。

C. 全ての収集資料の供託場所は野外調査が開始される前に決定されなければならない。これは収集地の国外にいる一人ないし複数の関係者が標本の「付加価値を高める」作業（例えば収集された化石資料を古生物学的な標準手法に則って調整するなど）を行う場合には重要なことである。こうした作業が必要な場合には、全ての収集資料は資料が得られた国の中の地域機関と、研究を主導した研究者個人や作業を行った研究機関の間で分配されるべきである。

D. 資料が原産国から既に持ち出されている場合で、付加価値を与えた（上記の 4 C を参照）施設に持ち込まれている場合には、ごく例外的な事例を除いておそらくは、資料を保持している機関の資産と見なされるだろう。例外的な事例の中には、原産国からの許可取得の要求があるにも関わらず資料が許可なく採集された場合や、資料が先住民にとって非常に関わりの深いものであるなどの場合がある。科学的価値または金銭的価値のみでは返還の要求を十分に満たせない。

E. 我々の機関それぞれに所蔵される全ての自然遺産資料とその関連情報は、その資料を所蔵する各機関の占有財産ではなく、世界共有の財産について我々が管理人業務 [global custodianship] をしているという意識のもとで保持されるべきである。（原注 4）

F. コレクションの一部または全てを放置、無視することは決して許されない。資料の管理能力が限界に達した場合、資料コレクションの保持を正しく行うことが限界に達したような状況で

も、これらの資料を余力のある場所や安全な管理が行える場所へと移すためのあらゆる努力が必要である。売却は、たとえ他の機関への移送のためであっても、最後の手段である。

G. ICOM NATHIST は知識の自由な伝達と規制の最小化を積極的に支援する。同時に、博物館と関連機関のコレクションとして保持される標本とさらに野外個体群の安全な保護を支援する。商業的な動機が科学的なデータセットへのアクセスの阻害要因になるべきではなく、また真の意味の研究者が種や種群に関わることを妨げてはいけない。これは保護が必要な時にはなおさらである。

原注 4 世界共有財産の管理人業務はいかなる理由の資料廃棄もよく認知された専門家集団 [acknowledged peer group] の先導の元でなされるという前提で実施される。

第 5 章 人と収蔵品の両者に配慮する義務

ICOM NATHIST は規模や地域を問わず各機関が職員の労働上の健康管理や安全のための基準、そして収蔵品の保護のための国際的に認証された基礎基準を方針として定め、守るための支援を行う。

A. 各機関はその活動が、職員や来場者その他の人々の健康や安全を決して侵害しないよう確認する義務を負っている。危険な化学物質の使用や廃棄、収蔵品の保管や取り扱いについてもこの義務の範疇である。

B. 公共財として博物館に寄贈された生物資料または地学資料を博物館系施設以外に交換または販売することは強く抑制しなければならない。とくに先住民または文化圏にとって重要な意味を持つ資料については決して交換販売してはならない。一般的にコレクションの売買は公開市場への販売でなく（博物館）機関から機関への販売とすべきである。

C. 収蔵品は実行可能な最善の手法として定めたガイドラインに則り、保管しなければならない。（下記に列記した）以下の出版物は英国においてコレクション保持のための最低限の基準として定められたものである。ICOM NATHIST はこれらのガイドラインが最低限の基準として守られるべきものとして、世界的に最善の選択肢として推奨する。

1. 配慮基準 1 博物館における考古学コレクションの取り扱い

[Standards 1 in the Museum Care of Archaeological Collections 1992. Museums and Galleries Commission, UK]

2. 配慮基準 2 博物館における生物学コレクションの取り扱い

[Standards 2 in the Museum Care of Biological Collections 1992. Museums and Galleries Commission, UK]

3. 配慮基準 3 博物館における地学コレクションの取り扱い

[Standards 3 in the Museum Care of Geological Collections 1993. Museums and Galleries Commission, UK]

（原注 5、訳注 5）

D. 自然史系の資料の展示は資料保全の基準に十分に配慮して実施されなければならない。有害な化学物質や他の長期間の時間経過の間に損害をもたらすような物質から隔離して適切な環境条件のもとで展示しなければならない。また展示に当たっては、展示品は適切に据え付けられ、のぞましくない取り扱いや盗難といった人為的な加害から保護する必要がある。

E. コレクション管理者はそれぞれの資料の保護に際して劣化させる危険を持つ原因物質の最新情報に通じているよう、また必要な場合には専門家のアドバイスを求められるように維持するよう求められる。

原注 5 ICOM NATHIST は下記の出版物によって示された基準を強く支持する。

- CODE OF ETHICS - ICOM Code of Ethics for Museums, 2006
- Horie, C.V., 1989, Conservation of Natural History Specimens - Spirit Collections. BCG Publication
- Hower, R.O., 1979, Freeze-Drying Biological Specimens: A Laboratory Manual Smithsonian Institution Press, Washington
- Nudds, J.R., & Pettitt, C.W., 1997, The Value and Valuation of Natural Science Collections. Geological Society, London
- Roberts, D.A., 1985, Planning the documentation of museum collections. The Museum Documentation Association.
- Roberts, D.A. ed., 1987, Collections Management for Museums. The Museum Documentation Association.
- Rose, C.L., Hawks, C.A., & Genoways, H.H., 1995, Storage of Natural History Collections: A Preventive Conservation Approach Vol. 1 SPNHAC.
- Rose, C.L., & Torres, A.R.de., Ed., 1995, Storage of Natural History Collections: Ideas and Practical Solutions Vol. II, SPNHC.

訳注 5 英国のこれらの基準は

<http://www.collectionslink.org.uk/>

から検索の上ダウンロードできる。(2014年1月6日確認)

第6章 公表 [Publication]

A. データをとったものの科学的文献として公表されるに至らなかった事例は少なくない。研究者は研究を発表・出版することが強く求められる。それができない場合には、他の研究者がそれらの発見から利益を享受できるよう、それらの記録をほかの情報源から利用可能にすることが求められる。

B. データの公表は科学者コミュニティからの利用が容易な査読制度をもつ論文誌 [peer-reviewed journals] にすべきである。

付属書 剥製作成の技術とその文化伝承の重要性：剥製の管理に最善策を求める規定

1. 標本を本来の展示ケースやセッティングから取り除くことは避けるべきである。ケースから出すのであれば保存状態を変えたために機械的損傷や物理的損傷が決して起こらないようにしなければならない。
2. 作成した剥製師や製作した日付などを含め分かる限りの関連する情報を利用可能にすること。
3. 損傷や菌害や虫害が発生していないことを確かめるため、定期的な監査（最低限年毎に）を実施し、状況レポートを作成し保管すること。
4. 標本や展示の修復を実施する際には剥製師の製作時の意図や技術に思いを寄せて実施すること
5. 標本を囲むケースや展示の修復を含め、修復作業時には写真証拠を添えて全ての記録を保持すること。
6. 機関のコレクションとして保存されている全ての科学的に重要な資料、全ての絶滅したまたは絶滅の危機にある資料は、どのようにその資料がみすばらしく見えても、保全すること
7. 標本を譲渡するかどうかを決定する際には正規の収集指針を認め用いること。
8. 他の機関に資料を譲渡すること。もし地域の機関にその資料を受け入れることに前向きでない、または受け入れが不能である場合には、売却や廃棄を考える前にさらに他の機関を探すべきである。海外の資料の場合には原産国の機関にも連絡をとり、こうした資料の提供することができる（CITESの規定はこれを認めている）。原産国の文化的な遺産の一部として、こうした資料は重要性を持ちえることを重視すべきである。
9. 廃棄によって資料を登録抹消するのは、他の全ての手段がつかした時のみである。
10. 保存した資料、取り除いた資料、譲渡した資料の全ての写真記録を保持し、譲渡した場合に元の機関にあらゆる文書の控えを保持すべきである。

ICOM NATHIST 2005年12月

国際博物館会議は 1946 年に設立され、博物館及び博物館専門職員の世界的な代表機関として、現在と未来において、有形のもの、無形のものを含め自然および文化遺産の認知を広め、保護する活動に関わってきた。137 カ国にわたる約 3 万人の会員を持ち、イコムは他にかえようのない様々な博物館とこれらの遺産に関わる学術分野の博物館専門職員のネットワークとなっている。

世界的な活動を先導する

国際連合教育科学文化機関[UNESCO]の関連機関であり、また国際連合経済社会理事会所属の諮問機関であるところの国際博物館会議はまた、世界知的所有機関[World Intellectual Property Organization]、国際刑事警察機構、世界税関機構とも国際的な公共サービスを手提供する使命に基づき、協力者として活動している。

これらの中には違法に輸出入される文化財取引との戦い、世界の文化財を自然災害、または時に人為が原因となった災害から守るためリスク管理と緊急時のための準備を促進することなども含まれている。

検討・議論のためのセンターとして[A center for reflection]

イコムは文化と知識の普及活動は様々な分野の博物館の専門家たちによって構成された 31 の国際委員会によってより強められる。専門家たちは、それぞれ独自の先端的な研究をすすめ、博物館コミュニティの利益として還元している。イコムは地球上の各地の困難に直面した博物館の求めに応じ、世界中の文化的遺産へと専門家を送り込む能力を持つ。

International Council of Museums (ICOM) Maison de l'UNESCO

1, rue Miollis 75732 Paris cedex 15 - France Telephone: +33 (0) 1 47 34 05 00

Fax: +33 (0) 1 43 06 78 62 Email: secretariat@icom.museum Website: <http://icom.museum>